

村田町建設工事競争入札参加者の資格を定める基準

平成 22 年 3 月 31 日

村田町告示第 13 号

(趣旨)

第1条 この基準は、村田町建設工事執行規則(平成8年村田町規則第10号)第4条第2項の規定に基づき、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に必要な事項を次のとおり定める。

(資格審査)

第2条 競争入札に参加希望する者については、次に掲げる事項に関し審査しなければならない。

(1) 経営に関する客観的事項

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目

(2) その他町長が特に必要と認める事項

(等級格付け)

第3条 前条の審査結果に基づき、別表第1に定める基準により、等級格付けをするものとする。ただし、経営に関する客観的事項の審査結果の総合数値がない者については、最下位の等級とする。

(工事の種類)

第4条 前条の等級格付けの区分に基づき、別表第2に定める基準により、それぞれ請負工事金額の範囲の欄に掲げる金額の請負工事の入札に参加させるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

工事の種類		等級	条件	
大分類	小分類		経営事項審査総合評定値	1級技術者数
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	850点以上	10人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	
建築工事	建築一式工事	S	850点以上	6人以上
		A	700点以上	3人以上
		B	550点以上	1人以上
		C	549点以下	
鋼構造物 しゅんせつ 工事	鋼構造物工事 しゅんせつ工事	S	850点以上	10人以上
		A	700点以上	2人以上
		B	699点以下	
とび・土木・ コンクリート工事	とび・土木・コンクリート工事	A	700点以上	2人以上
		B	699点以下	
舗装工事	舗装工事	S	850点以上	10人以上
		A	700点以上	2人以上
		B	699点以下	
設備工事	電気工事・管工事 機械器具設置工事 電気通信工事	S	850点以上	
		A	650点以上849点以下	
		B	649点以下	
その他	大工工事・左官工事・石工事・ 屋根工事・タイル・れんが・ブロック工事・ 鉄筋工事・板金工事・ガラス工事・塗装工事・ 防水工事・内装仕上工事・熱絶縁工事・造園工事・ さく井工事・建具工事・消防施設工事・清掃施設工事	A	650点以上	
		B	649点以下	

(注1) 条件の欄に掲げる経営事項審査の総合評定値は、建設業法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目及び基準に基づき算定された総合評点とする。

(注2) 条件の欄に掲げる1級技術者数は、発注工事の種類別の欄に掲げる小分類の工事に対応する業種ごとの建設業法第15条第2号イに規定する者の数とする。

(注3) 土木一式工事、水道施設工事又は建築一式工事のS等級、A等級又はB等級にあっては、それぞれ当該等級の経営事項審査の総合評定値及び1級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付する。この場合において、S等級、A等級及びB等級のいずれにも該当するときはS等級とし、A等級及びB等級のいずれにも該当するときはA等級とする。

なお、当該等級の経営事項審査の総合評定値及び1級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、C等級に格付する。

(注4) 鋼構造物工事、しゅんせつ工事若しくは舗装工事のS等級若しくはA等級又はとび・土工・コンクリート工事のA等級にあっては、それぞれの等級の経営事項審査の総合評定値及び1級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付する。この場合において、S等級及びA等級のいずれにも該当するときは、S等級とする。

なお、当該等級の経営事項審査の総合評定値及び1級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合は、B等級に格付する。

別表第2（第4条関係）
等級別発注標準請負工事金額

工事の種類		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類		
土木工事	土木一式工事 水道施設工事	S	1億円以上
		A	3,000万円以上1億円未満
		B	1,000万円以上3,000万円未満
		C	1,000万円未満
建築工事	建築一式工事	S	2億円以上
		A	5,000万円以上2億円未満
		B	1,000万円以上5,000万円未満
		C	1,000万円未満
鋼構造物 しゅんせつ 工事	鋼構造物工事 しゅんせつ工事	S	5,000万円以上
		A	500万円以上5,000万円未満
		B	500万円未満
とび・土木・ コンクリート工事	とび・土木・コンクリート工事	A	1,000万円以上
		B	1,000万円未満
舗装工事	舗装工事	S	3,000万円以上
		A	500万円以上3,000万円未満
		B	500万円未満
設備工事	電気工事・管工事 機械器具設置工事 電気通信工事	S	6,000万円以上
		A	1,000万円以上6,000万円未満
		B	1,000万円未満
その他	大工工事・左官工事・石工 事・屋根工事・タイル・れん が・ブロック工事・鉄筋工事・ 板金工事・ガラス工事・塗装 工事・防水工事・内装仕上 工事・熱絶縁工事・造園工 事・さく井工事・建具工 事・消防施設工事・清掃施 設工事	A	500万円以上
		B	500万円未満